

妊娠～職場復帰後において法律で定められている両立支援 のための措置・制度の一覧

妊娠～産前・産後休業期間

●制度対象者の希望の有無に関わらず必ず実施しなくてはならない 措置・制度

- ・妊産婦の危険有害業務の就業制限
- ・産後休業(産後8週間)

●制度対象者の希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度

- ・保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保
- ・(医師等からの)指導事項を守ることができるようにするための措置
- ・妊婦の軽易業務転換
- ・妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限
- ・妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限(1日8時間、1週間40時間まで)
- ・産前休業(産前6週間、多胎妊娠の場合は14週間)

育児休業期間

●制度対象者の希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度

- ・育休(子が1歳に達するまで)
- ・パパ・ママ育休プラス(子が1歳2か月に達するまで)
- ・産後パパ育休(子の出生後8週間以内に4週間まで)

職場復帰後

●制度対象者の希望があれば必ず認めなくてはならない措置・制度

- ・育児時間(子が生後1年未満、1日2回30分以上)
- ・育児短時間勤務制度(子が3歳未満の間)
- ・所定外労働の制限(子が3歳未満の間)
- ・時間外労働の制限(子が小学校就学未満の間、1か月24時間、1年150時間まで)
- ・深夜業の制限(子が小学校就学未満の間、深夜(午後10時から午前5時まで))
- ・子の看護休暇制度(小学校就学前の子1人の場合5日、2人以上の場合10日、いづれも時間単位)